

## 意見書 別紙

まず、本件「諮問」および「意見書」提出にあたり、谷 次郎弁護士（冠木克彦法律事務所所属）から、大阪府教育委員会あて「要請書」および大阪府教員の資質向上審議会あて「意見書」が出されています。本件諮問にかかる不当性・違法性を指摘するものであり、この意見書の内容を補強するものですので、合わせてご参照ください。

さらに、本件諮問にあたって、以下に記載するとおり、教育委員会による悪意を持った意図的・恣意的としか考えられない多くの事実誤認が存在しますが、そもそも教員評価支援チームが最後に来校し、正式な通達や意見聴取を求められたのが11月17日（木）であるなか、本件意見書の提出期限が11月21日（月）であるため、実質5日（休日を除けば3日）しか意見作成のための期日が無く、私は十分な意見書の作成のために提出期限の延長を求め、合理的理由無く却下された経緯があります。

大阪府における指導改善研修の運用が、学期ごとであることを念頭に、大阪府教員の資質向上審議会は定例的に8月、12月、3月に開催されているため、私の諮問について12月の会議に間に合わせるために、法的手続きを踏まずに強引なスケジュールで強行している事実が推定できます。

よって、意見書の追加提出をするための機会を強く求めます。

また、本意見書の提出期限である11月21日（月）は、11月19日（土）に実施される府立東住吉総合高校オープンスクールの代休日であり、勤務日ではない日に提出期限が設定されていたため、校長にそれを指摘したところ代休日を失念していた事実があったことを申し添えます。

以下、常体文で記述します。

\*\*\*

さて、本件「意見書」は、教育公務員特例法第25条を根拠とする「指導改善研修」にかかるものであると聞き及ぶところ、以下に詳述するとおり、そもそも私に求められている「意見書」の趣旨と法的根拠が不明である。

法令等を紐解くと、指導改善研修に係る手続きにおいて、教育公務員特例法、教育公務員特例法第25条の指導改善研修等に係る認定等の手続に関する規則、大阪府立学校条例のいずれについても、指導改善研修の出発点としては、校長による指導および申出である。しかしながら、これまで私は、規則に基づく指導もなされていないし、校長に確認したところによれば「申出はしていない」とのことであるので、いずれにしてもその法的根拠を欠いており、教育公務員特例法第25条を根拠とする「指導改善研修」の認定は不可能である。

## I. 本件諮問手続きにかかる外形的違法性について

本件諮問は教育公務員特例法第25条の指導改善研修にかかるものであるとのことであるが、その条文を参照すると、

(指導改善研修)

第25条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かななければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

となっている。第1項において、「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、

その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。」とされており、第6項においては、「前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。」とされているため、これを確認すると、「教育公務員特例法第二十五条の指導改善研修等に係る認定等の手續に関する規則（平成24年大阪府教育委員会規則第11号）」が該当する。

同規則では、

(定義)

第二条 この規則において「指導が不適切な教員」とは、必要な資質、能力、適性等を有しないため、幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない者であって、指導改善研修等により指導の改善が見込まれる者をいう。

2 前項の教員を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、幼児、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員
- 二 幼児、児童又は生徒に対する指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない教員
- 三 幼児、児童又は生徒の心理を理解する能力又は意欲に欠け、学級の経営又は生徒指導を適切に行うことができない教員

(校長等による指導)

第三条 府立学校の校長は、所属の教員のうちに、指導が不適切な教員があると思料するときは、当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促すとともに、当該教員の指導の改善を図らなければならない。この場合において、当該府立学校の校長は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)に対し、必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

(指導改善研修等の申出)

第四条 大阪府立学校条例第二十一条第一項の規定により指導改善研修等を講ずるよう申し出ようとする校長は、次に掲げる事項を記載した申出書を委員会に提出しなければならない。

- 一 当該教員の勤務の状況
- 二 当該教員が受けたことのある研修等の状況及びその結果
- 三 当該教員が所属する学校の校長が行った指導及びその指導に対する当該教員の意見の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

とされている。さらに、大阪府立学校条例（平成24年条例第89号）では、

(指導が不適切な教員に対する措置)

第二十一条 校長は、教員の授業その他の教育活動の状況及び当該教育活動に係る保護者からの意見についての学校運営協議会の意見を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置(以下「指導改善研修等」という。)を講ずるよう申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出に係る教員について、必要に応じ、指導改善研修等を講ずるものとする。

3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

とされている。

本件諮問は、法第25条により「指導が不適切であると認定」するにあたって必要とされるものであるが、その認定の過程では、まず規則第3条に基づき、「府立学校の校長は、所属の教員のうちに、指導が不適切な教員があると思料するときは、当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促すとともに、当該教員の指導の改善を図らなければならない」とされている。さらに、これを受け、条例第21条により、「校長は、教員の授業その他の教育活動の状況及び当該教育活動に係る保護者からの意見についての学校運営協議会の意見を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法第二十五条第一項に規定する指

導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置を講ずるよう申し出ることができる」ものである。

すなわち、本件諮問の前段にあたって、府立学校の校長は、まず、「指導が不適切な教員があると思料するときは、当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促すとともに、当該教員の指導の改善を図らなければならない」。さらに、「校長は、教員の授業その他の教育活動の状況及び当該教育活動に係る保護者からの意見についての学校運営協議会の意見を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行う」ことが求められている。

ところが、本件諮問にあたっての経緯では、令和4年10月18日に教員評価支援チームが何ら事前の説明が無く突如として来校し、「生徒からの訴えをキッカケに、すぐにやってきた」とのことであり、その間に、「当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促すとともに、当該教員の指導の改善を図らなければならない」といった校長からの指導は一切なかった。これは、規則第3条および条例第21条に明確に違反するものである。

また、教職員人事課栗本氏の10月18日の指摘では、

1. 課題提供サイト・自習指示サイト
2. 「遺族への手紙」
3. 考査問題の内容
4. 評価育成シートの配布

があげられるが、1.については資料1のとおり、年度当初に提出した自己申告票に基づいて課題指示サイトを4月当初に作成したのであるから、当然に校長はその存在を把握しているにも関わらず、10月18日に教員評価支援チームが指摘するまで、校長による指導は一切なかったものである。

2.については、反訳（資料A）にあるように、「送ってはいけない」との指示があったのみであり、教職員人事課の指摘するような「やめておくように」との指摘や指導は校長から一切なかった。

3.についても、考査問題の内容が「センシティブだ」とは校長からの指摘があったが、

内容が不適切であるとの指導は受けていない。(なお、反訳では私が「校長が不適切だというようなという判断をした」と述べているが、実際は校長が後に「センシティブだとは言ったが不適切だとは言っていない」と訂正している)

4. についても、同様に、校長がその事実を知ってから、その事実について「指導が不適切な教員があると思料するときは、当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促す」といったことはしていない。

さらに、11月15日の教職員人事課栗本氏の指摘では、

5. 生徒の心理を理解する能力や意欲に欠けている。
6. 生徒に考えさせるような発問もほとんどなかった。
7. 主体的対話的で深い学びを実現しようとする姿勢が見られてない。
8. 生徒一人ひとりへの効果的な指導を行う意欲にも課題が見られる。

があげられるが、資料2のとおり、昨年度の評価・育成シートにおいては、校長の評価として「教科指導においては、与えられた教材から問題点を考えたり、主体的に思考をしないと答えまでたどり着けないような教材を準備したり、思考・判断のプロセスを重視した授業を展開した。また生徒に対して親身に接する姿勢で、生徒の自立自己実現を支援した」と評価している。よってこれら5. ないし8. は校長の評価とまさしく正反対に異なるものである。

これらを総合すると、校長は私に対して指導が不適切な教員があると思料しておらず、当然指導の改善を図る必要がないと考えていたものと推認できる。むしろ、評価・育成シートを読む限り、校長は私の教科指導力や生徒指導力、進路指導力を高く評価していると考えて良いと言える。

10月18日の授業見学後に、校長が「T先生の授業は、流暢で分かりやすい。聞いていて『そうなのか』と納得できる」とコメントしていることから、少なくとも校長は私の授業が不適切であるものと考えていないと推認できる。

私が校長に確認したところによると、校長はそもそも「俺は教員評価支援チームを呼んで

いない」と言っており、これは教員評価支援チームの指針である「文書調査・ヒアリング等を通して、『指導が不適切であると思われる教員』の実態把握を正確に行い、校長等（市町村教委）からの依頼により、「教員評価支援チーム」を積極的に派遣します」という運用にも反するものである。上記の通り、校長は私の教科指導力や生徒指導力、進路指導力を高く評価していると考えられるのであるから、校長自らが教員評価支援チームを依頼していないということについても整合性がとれる。

初回の教員評価支援チーム訪問の翌日である10月19日には、私が校長に対し、「教員評価支援チームを校長先生が派遣要請されたということですか？」と質問したところ、「派遣要請というか、教育庁から話があって今こういう風になったということや。まだ派遣チームじゃないんじゃないの、これは。とりあえず先生の授業を見に来ると言っていた。制度に乗っかってやってるのかどうか、っていう説明じゃ無かったんちゃう？」と返答があり、

私 「これは教員評価支援チームの派遣回数としてカウントされるんですか？」

校長「それはわからん。先生が指摘したように、教員評価支援チームの話が、指示なのか意見なのか感想なのかが…」

私 「何なのか分かりません」

校長「そういうことや」

との問答をしている。教員評価支援チームがどのような位置づけで来校したのかすらも校長は説明をしていないし、恐らく校長すらその位置づけを把握していないなか、教員評価支援チームが指針に反して行動していると推認できる。

そもそも、学校教育法第37条第4項には、「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」とあり、校長のマネジメントによって学校は運営されているのであるからこそ、規則第3条および条例第21条においては、「指導が不適切な教員があると思料するときは、当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促すとともに、当該教員の指導の改善を図らなければならない」、「校長は、教員の授業その他の教育活動の状況及び当該教育活動に係る保護者からの意見についての学校運営協議会の意見を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行う」として、本件諮問にあたってその前段として教員に指導を行う義務が定められているものであると考えられる。そして、この校

長の「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」ことは、当然に校長の義務でありながらも、同時に校長の権利性を有していると考えられる。すなわち、校長の具有する「校務をつかさどり、所属職員を監督する権利」を侵害するものである。

よって、本件のように「生徒からの指摘を受け、すぐさま教員評価支援チームが不意打ちで来校する」という教員評価支援チームの行為は、それら校長の義務および権利を無視しており、法令上の違反行為に該当するのみならず、もはや教育委員会による校長に対する越権行為やパワーハラスメントの性質すら持ち合わせており、断じて許されるべきものではない。

当然、私にとっても、仮に「指導が不適切な教員があると思料」される場合においては、まずは校長から指導がなされる義務および権利が存在するのであるから、これら手続きを無視した教育委員会（教員評価支援チーム）の行動や判断、その結果としての本件諮問については、法令上の要件を満たしていないのであり、当然にその法的根拠がなく、本件諮問およびその結果としての認定は到底認められないものである。

## Ⅱ. 事実誤認について

上記Ⅰ. のとおり、本件諮問は法令上の要件を満たしていないのであり、当然にその法的根拠がなく、本件諮問は認められないものであるが、予備的議論としてその内容について以下に意見する。

### 1. 大阪地裁平成 28 年（ワ）第 3126 号事件「遺族への手紙」

教員評価支援チームの説明によれば、「遺族への手紙」に関する授業は、「相手の受け止めや配慮を十分に考えられていないような教材」であり、ここで想定されている「相手」とは、主に遺族に対するものである。

そもそも、大阪地裁平成 28 年（ワ）第 3126 号事件は、私が勤務する府立東住吉総合高校において平成 27 年 5 月に生じた、いわゆる「指導死」に関する案件である。（新聞記事は資料 3 のとおり）

指導死とは、学校において教師の指導により肉体的、精神的に追い詰められた生徒が自殺に追い込まれることとされており、本校の事案においては、当時 1 年生だった男子生徒が、授業中に騒いでいた生徒を注意したところトラブルとなり、学校側は男子生徒を、校内にあ



る小部屋に8時間にわたり監禁し、反省文の提出などを強要した上に停学処分とした。男子生徒はこれらの指導を苦に、南海高野線の踏切で電車に飛び込み自殺し、遺族は学校側や大阪府に対し損害賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴したものである。

私が令和2年度に「公民総合」の授業において「行政」の分野を取り扱っていたところ、その中の教育行政の内容について、「うちの学校では平成27年に生徒が自殺した事件があったと聞いているが、先生は知っていますか」と質問があった。私は令和2年度に府立東住吉総合高校に赴任しており、赴任前の事件の詳細については何も知らないため、その旨を伝えると、「事件について詳しいことを調べるにはどうしたらいいですか」との質問を受けた。その場の生徒達は、事実に基づかない想像や憶測で、「〇〇先生が追い詰めたのではないか」「××先生が指導したから悪いのではないか」などと、根拠も無く具体的な生徒指導担当者の名前を挙げて、好き勝手なことを放言していたため、「真実が分からないのに、そのような発言をしてはいけない」「憶測に基づいて人を中傷する行為は人権を侵害するものである」と指導した。そして、質問した生徒には、「私には詳細が分からないが、興味があるなら情報公開請求の方法がある」と伝えたところ、実際に生徒は教育委員会に対して情報公開請求を実施したのである。並行して、私も情報公開請求を実施したが、公開された資料はそのほとんどが黒塗りで詳細は何もわからないものであった。そこで私は裁判所に架電し、事件記録の閲覧を申し出たところ、閲覧が可能となったため事件の詳細を知ることができた。さらには、裁判所のホームページ上にも、当該裁判の記録が公開されていることも知ったため、その事実についても生徒に伝達した。

令和3年度においても、同様に生徒が当該事件に興味関心を持っていたため、判例学習の一環として、裁判所のホームページ上に掲載されている記録を用いて、裁判制度の概要を学習するとともに、事件について想像や憶測に基づかない正しい理解をするように指導した。学習後には、「事件の遺族の気持ちに立って、遺族に手紙を書くようなつもりで、学習した内容や思ったこと、考えたことなどを書きましょう」との振り返りの時間を設けたものである。この際に生徒が書いたコメントは、まさに事件の遺族の気持ちに立って、相手の気持ちを十分に配慮した内容であり、生徒が真摯に事件に向き合ったコメントを本当に遺族の方が読んだとしても喜ぶのではないかと考えたため、生徒の個人情報に配慮した上で送付できないかと校長に聞いてみたところ、「遺族にいきなり送ってはいけない」との指示があったものである。この際の校長の発言の趣旨は、「いきなり送っては相手も驚くし、失礼にあたる」というものであった。

私はそうした校長の発言を受け、「確かに、そのようにいきなり送りつけてはいけない」

と考え、丁寧にコミュニケーションを取った上で、生徒の真摯な思いを伝える方法がないかと模索するようになった。

その後の詳細は省くが、結果的に私は、実際に福井県にある遺族の元を訪問し、丁寧にコミュニケーションを取った上で、生徒たちの真摯なコメント（資料4）を遺族に手渡すことに成功した。亡くなった生徒の母親は、「今まで学校関係者や教育委員会関係者は、家にもやってきていない」「わざわざここまで来て、息子の死に向き合ってくれたのはT先生だけです」などと話し、生徒達の真摯なコメントを読んで「このままでは息子の存在が忘れられてしまうような気がしていたのに、生徒たちがこのように考えてくれていてうれしい」と、涙を流しながらお話ししてくださった。

遺族訪問後には、亡くなった生徒の祖父から、資料5のとおり手紙が届き、「孫の事件にしっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との記載があるとおり、実際には遺族は私に喜びや感謝を表明している結果となっている。

教員評価支援チームの指摘では、「遺族の気持ちを考えていない」「相手の心理を理解する能力や意欲に欠けている」などと評価されているが、そうした批判は全くの見当外れのものであり、むしろそうした批判は校長や教育委員会にこそ該当するものである。

資料Bのとおり、生徒たちも、「遺族の方もコメントを読み、涙を流して喜んでくれたと聞き、学習して良かったです」「T先生じゃなくて、他の先生が遺族の気持ちを考えていないと思った」「遺族の方は家まで来てくださった先生のことを感謝しています。誰一人嫌な思いをしている人はいないと思います」との意見を持っている。

さらに、亡くなった生徒の祖父から手紙を読み、資料6のとおり、生徒たちは「今まで何回も自殺して楽になりたいと思っていたけど、この事件や指導死について勉強し、自分の命を大切にしていきたいと思います」「1日1日大切に過ごそうと思いました」などと感想を記しており、それまで自殺しようとして何度も思っていた生徒がその思いを改めるなど、大変に教育効果が高いことが分かる。

公民総合を受講する生徒は高校3年生であり、18歳において成人となる近年の民法改正などを踏まえても、この教材や授業が、「相手の受け止めや配慮を十分に考えられていない」ものであるとは到底言えない。

したがって、教員評価支援チームの認識は見当外れであり、事実誤認である。

なお、令和3年度および4年度の「公民総合」の授業においては、裁判所見学の授業を実

施しており、民事事件や刑事事件の傍聴とともに、事件記録の閲覧方法などについても学習したところ、当該事件に興味関心を持った生徒達が、後日、友人達と連れだってわざわざ裁判所まで出向き、事件記録を閲覧したという話も聞いている。自ら主体的に学ぶ姿勢が身についたと言える。

## 2. 考査問題の内容

教員評価支援チームの指摘は、「政治・経済」の授業において扱ったいわゆる「マルチ商法」による被害についての記事について、「内容がセンシティブであり不適切」というものである。

記事は資料7のとおりであるが、内容としては、大学を出て社会人として働き始めたばかりの22歳の女性が、大学の同級生からSNSを介していわゆる「マルチ商法」に勧誘され、消費者金融から計150万を借りて手渡したところ、結果的に詐取されたことから、精神に不調を来し、自死に至ったというものである。

政治・経済の学習指導要領においては、「市場経済の効率性とともに、市場の失敗の補完の観点から、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと」とされ、消費者に関する問題として、「平成30年6月の民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費者に関する内容について指導することが重要である。」とされている。こうした学習指導要領の内容を踏まえたことや、私の前任校である府立XX高校の卒業生における実際の被害事案について危機感を有していたことから、授業において消費者教育について扱った後に、若年層において急増するマルチ商法について、被害者にも加害者にもならないようにすることを主たる意図として、消費者教育の一環として授業で取り扱ったものである。なお、府立XX高校の卒業生における実際の被害事案については、資料8の陳述書（窪井教諭作成）にもあるとおり、卒業生が加害・被害ともに関与する「仮想通貨詐欺」において、今年1月には被害総額が1000万円を超える状況となっている。

教員評価支援チームの説明では、主に被害者が自死をしている点について、生徒が恐怖を感じているなどとして、内容がセンシティブであり不適切としているが、資料9のとおり、

実際に「公民総合」でこの内容を学習した受講する生徒によるアンケートでは、この教材について「マルチ商法の危険性について理解が深まった」「この授業で何か学習できたことがある」「自分は投資詐欺に引っかからないように気をつけたい」について肯定的な回答が集中しており、「このニュースの内容は高校生には過激だ」「このニュースを授業で扱うのは不適切だ」「授業では、人が死ぬことについて扱ってはいけない」「この授業を受けて、先生に対して恐怖や不安を感じた」については、否定的な回答が集中している。

さらに、自由記述では、「この事件のことを学んでマルチ商法には騙されないように気をつけようと思った」「詐欺に引っかからないように気をつけて過ごしていきたい」「お金を欲しいと思っても、こういうことには手を出さないようにしたり、マルチをする側にも付きたくないと思った」など、学習指導要領で定める「若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費者に関する内容について指導することが重要である」との記載にも合致している。

さらには、資料Bのなかでは、「人が亡くなってしまった内容の授業が不適切と言われていられるけれど、もう高校生なので怖いって気持ちだけで終わらせず、自分達が同じ状況にならないための学習につながっているのも、そういう内容の授業を扱うのは大切だと思う。」と述べている生徒もいる。

なお、自由記述のなかで、「こういう詐欺は怖いなど思った」とのコメントがあるが、これは「詐欺に対する恐怖」なのであって、こうした単語を悪意を持って恣意的に切り取って、担当教員である私に対する恐怖や、教材そのものへの恐怖ではないのに、こじつけたり、決めつけているものであると推認できる。

そもそも、授業で死を扱うことが不適切なのであれば、例えば第2次世界大戦では5000万人以上が亡くなっているのも歴史の授業はできないこととなるし、最近ではロシアとウクライナが戦闘状態にあり既に数万人が亡くなっているなどの事象が起きているが、これも扱うことが不適切であることになってしまう。

さらには、実際に本校の国語の授業では「安楽死の是非」について調べてディベートする授業が行われている事実があり、教員評価支援チームの指摘は明らかに他の授業との均衡やバランスを欠いているなど、当然に正当性をも欠いている。

当然、授業においては発達段階に応じて適切な課題を設定する必要があるところ、資料Bのとおり、授業についての生徒からの評価も高く、その教育効果についても非常に高いことが分かる。

したがって、教員評価支援チームの認識は見当外れであり、事実誤認である。

### 3. 「生徒に考えさせるような発問もほとんどなかった」、「主体的対話的で深い学びを実現しようとする姿勢が見られてない」、「生徒一人ひとりへの効果的な指導を行う意欲にも課題がある」などの、授業についての指摘

教員評価支援チームによる5回に亘る授業観察において、私が扱っていた授業内容は、主に「憲法の判例学習」と「都道府県別の最低賃金」に関するものであり、週の冒頭の授業においては「先週のニュース」について触れているものである。

まず、「憲法の判例学習」については、1年次に全員が学習している公民科の必修科目である「現代社会」のなかで、現代社会の諸問題や、政治、経済、国際などの事項について網羅的な内容を学習していることを前提として、2年次および3年次において、それを深める科目として「政治・経済」「実用社会」「公民総合」と言った発展的な公民科の科目が、府立東住吉総合高校のカリキュラムのなかに位置づけられていることを前提にしている。憲法全体を、「自由権」「参政権」などの権利ごとに解説し、条文を確認した上で、判例を解説するというものである。さらに、授業内で適宜行う小テストにおいては判例についての正誤を問う問題を出題しているが、これは大学入試共通テスト（旧・センター試験）において同様の出題形式が念頭にしているものであり、実際に昨年度の大学入試共通テストにおいては、私が小テストで出題した問題に類似する問題が2問出題されていることを校長に伝えている。

「都道府県別の最低賃金」についての学習は、毎年10月頃に各都道府県の最低賃金が引き上げられることから、勤務校にはアルバイトをしている生徒が多いことや、卒業後に就職をする生徒が比較的多いなどの背景を踏まえて、既に学習した「労働」分野についての理解をさらに深めることを目的として、例年この時期に実施している教材である。

「先週のニュース」については、朝日新聞社が発行する「朝日中高生新聞」の紙面のなかで、先週のニュースを見開き1面にまとめたコーナーがあるため、これを毎週印刷して、授業の冒頭で配布し、資料10のように生徒が自ら興味関心のある記事を選び、内容やコメント等をまとめるというものである。まとめた内容については、くじでランダムに選んだ生徒数人から、クラス内で全員に発表し共有した上で、私がある場でコメントを返したり、補足すべきことを伝えた上で、翌週にコメント等を書いてフィードバックしているものである。

なお、この新聞は勤務校の図書室においても購読しているものであり、もし他の記事にも興味がある生徒については、図書室で読むことができることを授業でも紹介している。

こうした授業を通しての、教員評価支援チームの指摘について、11月15日における反訳（資料A）では、私が、「生徒の考えや意見を引き出すような質問がなかったということだが、校長の評価では生徒の考えや意見を引き出すような授業だという評価だったが。」と質問したところ、教職員人事課の栗本氏は「数回を見る限りではそのように感じたということ。」と発言し、その判断の根拠が曖昧であることを教員評価支援チーム自らが示している。年間を通して授業観察をしたり、生徒との関わりを観察することができる校長が、「生徒の考えや意見を引き出すような授業だ」と判断しているにも関わらず、教職員人事課の栗本氏がそのような判断をすることは明らかに不当であり、根拠を欠いている。

同日の栗本氏と私の問答では、

栗本「生徒にどのような考えを持ってということを出させて、生徒の意見を創造性を高めるような意見をどのように膨らませるのかなどを明確に見えてこなかった。」

私 「それはあなたが見ようとしなかっただけで、結論ありきですね。意見交換もニュースをとおしてやっていますが、それは意見交換に当たらないんですか？」

栗本「生徒同士での意見交換ではないですね。」

私 「生徒同士で意見交換をしないと決まりはあるんですか？ ニュースについて意見を出させてそれをみんなが聞いているんですが。」

と、ある。

ニュースについて考える授業では、生徒が自ら興味関心のある記事について、まとめた内容を生徒数人が全員に発表し共有しているのであるから、これは当然に「生徒にどのような考えを持ってということを出させて、生徒の意見を創造性を高めるような意見をどのように膨らませるのか」という内容に合致する。しかし、これを栗本氏は「生徒同士での意見交換ではないですね。」と発言し、批難しているため、ここでの「意見交換」とは隣どうしの生徒がお互いに意見を交換しあうようなものを想定しており、それが不十分であるとの指摘であると考えられる。ところが、隣どうしの生徒がお互いに意見を交換しただけではその共有は数名にしか及ばないが、私の授業では、くじでランダムに選んだ生徒数人から、クラス内で全員に発表させているので、その共有はクラス全体に亘る。これは、生徒数人で意見交換を

するよりも、より良い教育効果が得られていると考えられる。しかも、コメントを書いている段階では誰が発表になるのか分からないので、全員が真剣に取り組むことができるものである。よって、栗本氏の指摘は事実無根であり、失当である。

こうした「ニュースについて考える授業」では、「知識・技能」に偏らない、「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」を積極的に扱い、それを評価し、フィードバックしているものであるから、これを「授業力に課題がある」などと評価することは明らかに失当である。

実際に受講している生徒からは、資料Bのとおり、「新聞を読んで自分で考えて意見を言ったり、新聞の内容のわからないところは質問したりできるので、忘れにくく勉強になります」「ニュースを配って生徒がコメントを考えて発表する時間がある」「先生は生徒が考えて発言をしたことに対して、一生懸命考え、生徒の考えを否定はせず答えてくださり、非常に生徒の考えを大切に下さる良い先生だと思います」「全員に解答権が回るように、全員が発言できるようにすることで、誰もが授業に参加できるような工夫をされています」と評価されており、教員評価支援チームの指摘は誤りである。

さらに、過去の受講生からも、資料Dのとおり、「T先生が教えてくれる授業は楽しく、みんなが分からない時、その場で聞けるような良い雰囲気です」「分からない時は身近な出来事に置き換えて説明してくれたのですごくわかりやすかったです」「質問をしても優しく嫌な顔ひとつもせず教えてくれます」「家で見た気になったニュースを聞くとすごく簡単に分かりやすく教えてくれます」「毎回コメントを返してくれて、今まで嫌いだったニュースなど世界のことを自ら積極的に見るようになりました」と評価されている。

同日の栗本氏と私の問答では、

T「目当てを深めさせる質問がないことについて、私は結構質問はしているが、何が不十分なのか。」

栗本「なぜというのは、明確な答えはできないかも知れない。そういう風に感じてるわけなんです。」

となっており、何が不十分であるのか具体的回答を求めても「明確な答えはできない」などとし、その根拠を「そういう風に感じてるわけなんです」などと全く根拠のない栗本氏個人の感覚で捏造しているのである。

ここからも、教員評価支援チームの指摘が完全に誤りであり、事実を反映しておらず全くの事実無根の虚偽であり、根拠を欠いていることは明らかである。

さらに栗本氏は、「また生徒の考えを表出させるのは、怖いや危険である、そういうような発言もあった」と指摘しているが、これは悪質な「切り取り」である。

「生徒の意見を聞くのが怖い」というのは、今回については憲法判例についての学習であったため、「在日外国人選挙権に関する訴訟」「宗教的理由による輸血拒否にかかる訴訟」など、政治的・宗教的問題を孕む内容について取り扱っていたため、これら判例について生徒が意見表明をした場合、その生徒自身の政治的・宗教的立ち位置が周囲の生徒などに知られてしまうことになり、そうしたことを答えたくないとする生徒も想定される中で、こうした質問を教師の側から問いかけることについては慎重にならざるを得ないので、そうした質問が危険であり、怖いことである、という趣旨である。なお、生徒自身が自らそうした意見を表明することについては、表現の自由を尊重しているが、実際には、「宗教的理由による輸血拒否にかかる訴訟」については、生徒から「私からすると命が危なくて輸血をしてくれたのに、拒否してたからといって訴訟まで起こさなくてもいいのにと思った」というコメントが提出されている（他の生徒に共有はしていない）。仮にこの宗教（エホバの証人）を信仰している生徒が、こうした意見に対するクラスの反応に対して精神的苦痛を感じる可能性があることは考慮されなければならない。

こうした背景を踏まえ、授業の中では、「なぜこのような訴訟が起きたのか」「なぜこのような判決になったと思うか」など、論理的思考を育みながら、「知識・技能」に偏らない、「思考・判断・表現」を重視した発問をしている。こうした実態を踏まえた上で、栗本氏が悪意を持って言葉尻を捉え、「生徒の考えを表出させるのは、怖いや危険」などと理解していること自体、そもそも見当外れであることは自明である。

同日の栗本氏と私の問答では、

栗本「深めるようなことはないですかと聞いたら、それはできないみたいなことをおっしゃった。」

T「それは政治的意見について表出させるのが怖いということ。」

栗本「どういったことを生徒たちに考えさせたいということですか？」

T「(政治的意見については) 生徒同士で意見交換をしなくても、生徒がコメントを書いてそれにフィードバックすることで理解を深められます。政治的意見については触れたくない生徒に対する配慮です。アメリカ中間選挙の結果について生徒に意見を求め



ることが怖いということ言ってるんです。配慮してるからこそです。あなたは話を混ぜてるんですよ。アンパンはこしあんが好きか粒あんが好きか、と言う議論では問題ない。あの子は共和党支持なんだというのが周囲にバレてしまうかもしれない。だからこそ、「なぜこういうことが起きたのか」という理屈について聞いている。具体的に何が不足なのか、おかしいのか指摘してほしい。」

栗本「おかしいという指導はしないです。考えてほしい。」

T「少なくとも、『生徒に意見を求めることが怖い』というのは切り取り。」

となっており、こうした議論を踏まえても、一般的な話として「生徒の考えを表出させるのは、怖いや危険」などと理解しているのであれば、これは明らかに悪意のある不当な解釈であると断定できる。

加えて、教職員人事課の小川氏は同日の問答の中で、「例えば、自由権について学習しているときに、判例学習だけをやっていて本当に自由権を理解できるのか」という質問をしているが、これに対して私は「自由権の全体的理解については、1年次における現代社会で一通り学習している。さらに私の授業では簡単に概略を復習した上で、これまでの憲法学習を深めるために判例学習をしているのであって、授業の一部だけを切り取って自由権についての学習が不十分だと判断できるものではない」「授業は1時間の内容だけで成立するものではなく、3年間のカリキュラムの中で、その科目がどのような位置づけであるのかを踏まえ、1年間の学習を通じて成立するものである」と返答している。

さらに、私が、「そもそも本校のカリキュラムはご存じですか？ この科目が3年間のカリキュラムのなかでどのような位置づけの科目かご存じですか？」と質問したところ、「それは知らない」と答えており、教員評価支援チームでありながら、その中の誰も公民科の免許を所有しておらず、専門性についての理解も不十分であるなか、見当違いな指摘をしているだけに過ぎないことは明らかである。

また、小川氏は「勝訴かどうか重要なのか」との質問をしているが、私は「なぜこのような訴訟が起きたのか」「なぜこのような判決になったと思うか」など、論理的思考を育みながら、「知識・技能」に偏らない、「思考・判断・表現」を重視した発問をしているのであるから、これを「勝訴かどうか重要なのか」と捉えること自体が根本的に的外れであり、ピントがずれていることが分かる。なお、大学入試共通テスト（旧・センター試験）においては、実際の判例について原告・被告のどちらが勝訴したのかについても問われているため、

どちらが「勝訴」であったのかについて体系的に理解することも必要であることも附記する。

さらには、憲法学習を踏まえた生徒のコメントでは、「自分が知らないだけで色々な事件が起きているんだと思った。地裁で違憲が認められても最高裁で判定が変わったりして難しいなと思った」「憲法に基づいて裁判をするとどちらも正しいとなることがあり、びっくりした。色々な方向性があるということを理解することができました」「安楽死はあった方がいいと思うこともあるけど、意思がない人にも安楽死をさせると考えると難しい問題だと思った」「自分には関わりがないだろうなということや身近に感じるようなことまで色んな裁判があるんだと感じました」「こんな法律があったのかなど多くの発見があって楽しく感じました」「小中学校ではここまで憲法に対して深く学ばなかったので、色々な憲法やそれに関する判例を知ることができて良かったし、知識も増えて良かったです」と書かれており、多くの教育効果があったことが分かる。

教員評価支援チームは、誰一人として公民科の免許を所有しておらず、教科の専門性もない中、的外れな質問を続け、それを私が指摘すると「すぐに否定する点に課題がある」「課題は自分で考えて欲しい」などと難癖を付け、授業における不十分な点を問うても「明確には言えないが、そのように感じた」など、私と対話をする姿勢が感じられず、もはや問答の体すら為していなかった。さらに、学校のカリキュラムがどうなっているのか、科目がどのような位置づけであるのか、生徒たちがこれまでにどのような学習をしてきたのかすらも知らずに、授業の一部だけを観察し、授業で活用する教材やプリントなども生徒が使っているのを横から覗き込む程度で、授業観察をするという姿勢にも大きく問題があった。さらには、私の発言の趣旨を踏まえず、その一部だけを切り取り、悪意を持って教員評価支援チームに都合の良いように解釈し、内容を再構成するなど、その横暴性は断固として許されるものではない。

11月17日の問答では、

栗本「先日先生からお話を聞きまして、持ち帰らせていただいたんですけど、結論としましては、我々の方の見解は変わりませんので、指導改善研修の手続きに向けて進めていきます。様々なご意見あると思うんで、その意見につきましては、先日お話した意見書の方に書いていただいて、来週21日の月曜までに校長先生のほうに提出していただきたいと伝えに参りましたので。以上です。」

T「この場でのコメントは避けます。確認をしたいんですが、これはどういう手続きに基づいて行われているものでしょうか。」

栗本「こちらとしましては、指導改善研修を必要だということに基づいて手続きを進めて参りますので、それ以上のことは、それ以下のこともないんですけど。」

となっており、栗本氏が「先日先生からお話を聞きまして、持ち帰らせていただいたんですけど、結論としましては、我々の方の見解は変わりませんので、指導改善研修の手続きに向けて進めていきます。」と発言しているとおり、事実誤認であることを私が指摘し、そもそも指導改善研修の根拠を欠いているとの議論がなされたにも関わらず、「要件を欠いている事実がありながら結論が変わらない」というのは、まさに当初から私が指摘するように、「結論ありき」の暴論であり、授業の内容や授業力には問題がないのに、無理矢理そこに問題があるように「創作」や「でっちあげ」をし、不当な結論に帰結させようとする魂胆が明らかに見える。

したがって、教員評価支援チームの認識は全くの事実誤認である上、明確な違法性をも孕んでいる悪質なものである。

#### **4. 「生徒の心理を理解する能力や意欲に欠けている。」などの、教員としての適性についての指摘**

私は日本心理学会に属する日本心理学会認定心理士であり、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と日本心理学会により認定されている。また、また、資料B、資料C、資料D、資料Eのとおり、生徒や卒業生、保護者、同僚からの評価も高く、「生徒の心理を理解する能力や意欲に欠けている」と言った事実は無いので、事実誤認である。

資料Bは現在勤務する府立東住吉総合高校在校生（現在の授業受講者）の意見、資料Cは現在勤務する府立東住吉総合高校在校生（現在の3年次）が1年次に書いた手紙、資料Dは現在勤務する府立東住吉総合高校卒業生（15期生）の意見、資料Eは前任校である府立XX高校卒業生の意見である。

なお、資料Bについては、10月18日の初回来校以来、生徒たちから「何しに授業見学に来ているのか」などと聞かれたため、教員評価支援チームにより私の授業が不適切だと不当に認定されそうになっている旨を伝えたところ、そのようなことはないと考えた生徒たちが自らの自由意思で書いたものである。

校長は11月18日10時35分頃、3時間目の授業が始まる直前に、私と偶然廊下で擦れ違った際に「今回の件で生徒たちを絶対に巻き込むなよ」などと指示したところであり、そもそもこの発言が生徒らにコメントを書かせることを内包するのかどうか分からないが、公民総合を受講する生徒たち等は、教員評価支援チームが「恐怖を覚える」などと根拠無く不当に指摘する私の授業や印象などについて、資料Bのとおり、反対するコメントを既書き終わっていた。11月18日10時35分以降に私はこうしたコメントを在校生には書かせていないのであるから、当然にそうした校長の指示に従っていることを申し添える。

以下、生徒や卒業生等の意見の概略を大まかな項目に分けて記載する。

#### (1) 授業に関すること

- T先生は生徒の意見もしっかり聞いてくれるので、小テストをする日も生徒にいつしたいか聞いて、その日にしてくれるし、プリントを忘れていたりしたら代わりのプリントをくれたり、生徒のことを考えながら授業をしてくれます。
- 授業は楽しくて、恐怖を感じたことはない。
- もし答えられなかったとしても、先生はヒントを出したりさらに考える時間を設け、生徒側から答えが出てくるように促してくれます。
- T先生は普段の授業から生徒に合った進行速度などを意識し常に生徒のことを思いやる気持ちを感じられます。
- 生徒の気持ちを考えていると思うし、授業で先生に恐怖を感じたことはない。
- 分からないことがあった時も、放課後や休み時間を利用してでも積極的に教えていただきました。
- T先生が教えてくれる授業は楽しくみんなが分からない時その場で聞けるような良い雰囲気です。分からない時は身近な出来事に置き換えて説明してくれたのですごくわかりやすかったです。
- T先生の授業が一番思い出に残っています。
- 授業もとても面白かったです。いつもの僕ならどんな座学でも一回は寝てしまうのにT先

生の授業はとても面白く、寝たことがないと思います。

- T先生の授業は、他の先生と違って、高校を卒業して大人として必要な社会のことだったり、今の高校生にとって必要な授業をしてくださり、その他にも休み時間や放課後は他の先生よりも距離感が近く親しみやすい、みんなが大好きな先生でした。
- 公民総合という授業を受けていたが社会に対して深く考えられ1年間ですごく社会勉強ができた。
- T先生はすごく生徒思いで、他の先生とは違い、授業で分からないことがあったら理解できるまで教えてくれるが、他の先生は分からないことがあっても、先先進んでいき結局は教えてくれない。
- 授業は分かりやすくよく理解できました。なのでいつもT先生の教科の点数は良かったように覚えています。
- T先生は前の週にあった事件や、新聞に記載されていたことを話してくれ、社会に対してもっと前向きに関心し、考えようと思えた。
- 私は生まれた時から勉強が嫌いでした。私は地理がきっかけで少し勉強が好きになれたと思いました。
- 先生の授業はとても内容が深く中学生の時の地理でわからなかったところも今では分かるようになりきりがとても好きになりました。
- 先生の第一印象はいい声をしていると思いましたし授業中も聞き取りやすいです。
- T先生は授業の内容も楽しくちゃんと生徒のためになる話をしてくれたり、学校の授業をこなすというより将来役に立つようなことを教えてくれて、授業以外でもちゃんと生徒に寄り添ってくれるいろんな生徒に好かれる先生でした。
- T先生の授業はやりなさいと押し付けがなく、自分のペースで進めることができ、資格も三つぐらい取得できました。分からないことがあれば先生は一人一人に教えていてやりやすく学びやすい環境でした。
- 自分で考えて動くことが苦手な私が模索から成功につなげられたという苦手克服の良い機会でした。
- 授業は他の先生と違って工夫された授業をしてくださるので、とても楽しく学ぶことができました。
- どうすればおづみんの認知度を上げることができるかと考えて、形にするという授業で、働くことは何か、やりがいとは何かを身をもって知ることができました。

## (2) 生徒理解に関すること

- 常に生徒を気にかけてくれてるイメージがあります。
- 非常に生徒の考えを大切に下さるいい先生だと思います。
- 学校の中でも一番なんでも話したくなる先生でした。
- 「〇〇さんは〇〇さんのままでいいよ」とか、「よく頑張ってるね」など、自信がない時でも褒めてくれて努力を見てくれる優しい先生で、いつもその一言一言に助けてもらっていました。嬉しいことがあったら伝えたくなるようなそんな先生です。
- 私が他のクラスの生徒とトラブルを起こしてしまった際に、他の先生は私が悪いと責めるので、学校に行きたくないと思うこともありました。でもT先生だけは親身に話を聞いてくださり、T先生がいるから学校に行くことができました。
- 先生は生徒の人権を守ってくれています。平等に接して下さったり、生徒が生徒らしく行動し考えて動く力、命は大切なんだ、ということをより身近にあったことを挙げてわかりやすく理解するまで説明して下さるところ、1人の人間として全てが最大限に尊重されていると感じています。
- 話しかけた時には生徒と同じ立場になって話してくれたり、あかんことはあかんって言うだけじゃなく、別の方法や解決策アドバイスまでしっかりしてくれる良い先生です。
- いつも生徒の気持ちに立って考えてくれている。
- 生徒第1の優しい先生。
- いつも親身になって私たち学生と関わってくださる学校にいる数少ない先生の一人でした。
- T先生は生徒の気持ちを聞いていつも気持ちを否定せず理解してくれました。ダメな所はダメだといい、無駄なことはしない要領のいい先生だと思います。
- 生徒の人権が大事にされてないって勝手に言わないで欲しい
- 自習の時には私が苦手な数学を教えてくれたりと、私たちの気持ちを考えていないということはないと思います。
- 生徒の気持ちを考えていないことはないし、個人的にも教えてもらっているという感謝の気持ちしかないです
- 先生は相談にも乗ってくれるし話しやすくいい先生だと思う
- T先生の良いところは、生徒一人一人に親身に向き合ってくれるところです。
- 進路の相談だけでなく日常的な相談までどんなことでも気軽に話せるととても良い先生でした。

### (3) 生徒指導・学級経営に関すること

- 入学してすぐの時友達がいなかったが先生のおかげで友達が作りやすい環境を作ってくれた。
- T先生に担任をしてもらえたことがとても嬉しいし、T先生が教師をしてくれて良かったと思います。
- 今でも、元気にしてますか仕事どうですか、と言って連絡をくれる生徒思いな先生です。
- T先生は生徒に対してとても温かく、そのぶん生徒からも愛されている先生です。
- クラスの雰囲気良かったのは言うまでもなく当時の写真を見る返す度思い出します。
- 他のクラスの生徒からT先生が担任なのが羨ましいと言われることが多く当時から自慢の先生でした。
- 卒業してからも生徒のことを気にかけてくれていて生徒思いの良い先生です。
- T先生がXX高校を転勤した時、こんないい先生が転勤してしまうなんて悲しいなあと思ったこともありました。T先生は生徒との絆が固く結ばれた先生であると思う。
- T先生が担任の時は3年間で一番楽しかったです。
- 私だけでなく高校の3年1組の生徒はみんなとてもT先生が大好きだったしすごく頼りにしていました。
- 高校三年間で一番印象に残っている面白い先生。
- 他のクラスの子からもT先生のクラスいいなあと羨ましがられた。
- 生徒に慕われる素敵な先生で大好きでした。
- 教員免許を取得した今だから思うことは、これだけ生徒のために何かしたいと思ってくれるT先生みたいな教員が一番素晴らしいし、自分が生徒だったら嬉しい。
- T先生の生徒になれて心から良かったです。
- 私はダンス部を作りたいくて高校3年間友達後輩を誘って文化祭でも頑張っていたのですが、部活にはできなく、それでもT先生は市のイベントの話を持ってきてくれました。ダンスの音源を自分らで作った時もうまくできなく、T先生に助けてもらいました。私の母親も感謝していました。

### (4) 進路指導に関すること

- 進路先で悩んでいたら、大阪府の私が行きたい系統の専門学校を全て調べて資料でくれたり、入試の方法を調べてくれたり本当に助かりました。
- 進路について相談した時は他の先生よりも明確に道を示して下さったり、親身になっ

て相談を受けていただきました。何より他の先生よりも嫌味を感じず話を切り出しやすいような人柄が大きかったと思います。

- 進路の相談など色々な面でお世話になり一番大好きな先生でした。
- 大学入試についてや勉強をどうすべきかを教えてもらえて。これからどう勉強をしていくかも少しわかってきた気がするので、やる気を出すことができ日々努力することができると思います。
- 担任の先生や進路の先生がくれない進路の紙をくれたり、生徒の意見を取り入れて少しテストを簡単にしてくれたり面白い話やためになる話などをしていただいてとても良い先生だと思っています。
- T先生はとても生徒思いで優しい先生です。進路のことでも助けてもらい高1の時は楽しく授業をしてくれました学校行事も熱心で頼れる先生です。
- 卒業してからでも学校に行ったら相談に乗ってくれた。
- 社会環境や資格で悩んでいる時には知識が豊富なT先生が助けてくれました。

#### (5) 人間性に関すること

- 決まったことをそのまま教えるだけではなく、人間性など大事なことをしっかり教えてくれて東住吉総合高校には必要不可欠な先生だと思っています。。
- 自分でつかめる世界があることを教えてくれたTさんがいたからこそ、夢を諦めず今は夢を与えてくれたTさんと同じように夢を与えるプロとして社会で活躍しています。
- T先生は他の先生方とは違うし、変わった人だと私も思います。でも私はT先生のその他の先生方とは違うところに救われました。教育委員会が理想とする先生像にT先生は当てはまらないかもしれませんが、T先生だからこそ救われた生徒がいることを知ってください。大事なのは他人の気持ちを理解できるかではなく、他人の気持ちを尊重できるかだと思います。T先生は生徒に寄り添うことができる先生です。
- 授業中もちろんですが、休み時間にもいろいろな相談に乗ってくれたり社会に出るときに大切なことをたくさん教えてくれました。
- 先生はすごく明るくて、気分が沈んでいる日も先生を見ると元気を出すことができました。先生の明るさに元気が出る子が増えてほしい。
- 少し変わっているところはありますが、人の気持ちを考えられていないとは思いません。
- 日頃からすぐ怒ったりしない先生ですので、そのぶん気付かされることが多かったです。人間性を成長させてくれたので学生の中で一番印象深い先生とも言えます。



- 教師は社会に出たことがある人が少なく、偏った考えの人が多いたが、先生だけ損得感情を持たず生徒にまっすぐ向かってくれる先生です。私が人生で一番お世話になった先生です。
- T先生は一番に生徒のことを考えていて、学校の悪い部分が生徒にも見えていると分かれば、直そうとしてくれる愛のある先生です。
- T先生は生徒思いの優しい先生でした。他の先生に相談しにくいことも、T先生になら言えるというくらいフレンドリーで親しみやすい先生です。
- 先日は部室にあった汚いペットボトルのゴミやアイスのゴミを、一緒に掃除の手伝いをしてくださって本当にありがとうございました。
- 授業の準備などの仕事がたくさんあるにも関わらずクラブの顧問の仕事にも熱心である。

#### (6) 全体的な評価

- 僕が高校生だったときの中で一番好きだった先生はT先生と言えるぐらいにとってもお世話になりました。
- 高校生活の中で一番良い先生でした。もっと早く関わりたかったと思います。みんなT先生のことを慕っていてこれからもずっと関わりたいと思わせてくれる先生です。
- T先生は私も含めみんなが大好きになるような素敵な先生だったので、これからも生徒のそばにいて欲しいです。
- T先生はみんなから好かれていて、授業を受けたことがない生徒達からも、「優しい」「面白い」「話しやすい」と言われて慕われていたぐらいみんなから好かれています。
- 東住吉総合高校15期生は本当にT先生のこと全員が大好きだったと思います。
- T先生は接しやすい先生です。生徒に対して良い距離感で話しやすく、愛のある先生だと思います。
- 卒業後も会いたいなと友達の話に出てくるぐらいに、みんなから愛されている先生です。
- T先生の授業を持っている生徒だけではなく、T先生の授業を受けていない生徒からも良い先生だったと聞く。
- 学校の中でも話しやすい先生で、生徒思いだから学校におってくれないと困る。
- 私は先生の生徒になれて、先生の授業を受けられて良かったと思います。
- T先生は私の恩師です。先生のような優秀で優しい人になりたいです。
- Tさんのクラスの子はみんなTさんを信頼・敬愛しています。
- 私にとってのT先生は生徒をよく見てくれるカジュアルな恩師です

- 先生は個性的で音楽が好きな素敵な先生です
- テスト期間には何度も勉強を教えてくださいましたし、私の学校生活には欠かせない先生でした。

以上のように、(1) 授業に関する事、(2) 生徒理解に関する事、(3) 生徒指導・学級経営に関する事、(4) 進路指導に関する事、(5) 人間性に関する事、(6) 全体的な評価のいずれにおいても、生徒から非常に高く評価されていることが分かる。

卒業生らの意見については、11月17日に本意見書の提出を求められて以降に集まったものであり、短期間にこれだけのコメントが寄せられることに鑑みても、人望に厚く、教員としての適性に優れている事実がわかる。

さらには、資料11の「陳述書」においては、前任校である府立XX高校の同僚教員から、「対同僚」「対生徒」「対保護者」について、どのような働きぶりであったのかが陳述されている。

特に、対生徒については、「分け隔てない人柄と話題の豊富さから、生徒たちからも非常に人気があり、多くの生徒たちに囲まれている姿を度々見かけたことを今も鮮明に記憶している。」「生徒の相談等を我が事のように捉え、親身に対応し、的確に対応することから生徒たちからの人望も非常に厚く、私もT教諭に対し強い憧れをもっていた。」などと、大変高い評価を得ている。

以上のことから、客観的に見ても、「生徒の心理を理解する能力や意欲に欠けている。」などの、教員としての適性についての教員評価支援チームによる指摘は全て見当外れの誤りであり、事実誤認である。

### Ⅲ. 評価についての誤り

#### 1. 課題提供サイト・自習指示サイト

私が作成していたウェブサイトである課題提供サイト・自習指示サイトについて、教員評価支援チームは、ドメインに含まれる「kocho-shine」(胡蝶シャイン)という部分が「校長死ね」とも読めるとの見解を示している。さらに、掲載内容についても、授業とは関係ないものや、生徒が違和感や恐怖を感じるようなものが掲載されているので、速やかに削

除するようという指示があったものである。

まず、ドメインについての指摘について述べる。

私は年度当初の自己申告票においても、「独自に新たな課題指示サイトを開設し、授業に活用する。なお、課題指示サイトのアドレスは男女共同参画社会を意識したものとする」と記載しており、校長がこの事実を認識した上で、サイトが運営されていたものである。さらに、当該サイト上には、「このWEBサイトのドメインとなっている『kocho-shine』は、『鬼滅の刃』鬼殺隊の『柱』として活躍する女性である『胡蝶しのぶ(kocho)』をモチーフに、男女共同参画社会が進展する中で『輝く(shine)』未来を創造することを目指して名付けられています。」と記載されていた事実があり、ここからも、このドメインが男女共同参画社会を意識したことを前提にしていることがわかる。

当該サイトにおいては、私が休暇を取得してしまった場合の自習に関する指示や、授業で使用する課題や資料のPDFファイルの他に、私が大阪府に対して情報公開請求などを用いて個人的に取得した文書や動画などが、リンク先に掲載されていた。したがって、ドメインの「kocho-shine」（胡蝶シャイン）という部分をローマ字読みした場合に仮に「校長死ね」と読めたとしても、サイトの内容がそのような趣旨ではないのであるから、当然そのような趣旨で名付けられたドメインではない。その理屈で行けば、むしろ、「校長シャイン」と読むこともできるので、校長先生が輝くようにも捉えることができる。kocho を「こちょう」と読めば「胡蝶」「誇張」「戸長」などとも取れるし、KOCHO という歌手や劇団も実際に存在している。「こうちょう」だとしても「広聴」「好調」「紅潮」「国府町」などとも取れるのであり、どこまで行ってもそのような指摘は「こじつけ」の類であって、正当な評価ではない。

したがって、教員評価支援チームの評価には重大な誤りがある。

なお、当該サイトについての生徒や卒業生の意見は、

- QRコードを読み込むだけの簡単な作業で確認できるということは私たち生徒にとって大変ありがたいことだと感じています。
- 自習指示サイトは、先生が休みの時に生徒と連絡できてしっかり自習することができるからいいと思うし、授業で学習した内容とかの感想も書けるから、紙に書くより全然手間が省けていいと思います。怖いと思ったことは一度もないです。

- ・Tさんの作ったWebサイトを拝見しました。まさか5年前の私たちが作ったサイトなども置いてあり、懐かしさと共に覚えていて、今でも大切にいただけていることがわかりとても感動しました。

とのことであり、当該サイトについて肯定的である。したがって、教員評価支援チームによる当該サイトの内容についての評価には誤りがある。

また、教員評価支援チームは「個人情報や個人の特定に繋がるようなふうにして怖い。そのような気がする。サイトを見ているだけで、個人が特定されるような気がして怖い」と生徒が訴えている旨を指摘する。この指摘の原因を推測するに、恐らくは前任校の教頭である中村公一（業務上何ら根拠無く通称「中村滉伊知」を使用している）の携帯電話番号と思しき情報が載っていることを指摘していると思われる。

しかし、資料12のとおり、中村滉伊知名義の Mobil (Mobile の誤りの可能性がある) は、情報公開請求の結果公開されたものであり、これが個人情報であるならば大阪府教育委員会の決定にそもそも誤りがあったということである。ところが、大阪府教育委員会は未だに公開決定を取り消しておらず、資料は公開されたままであるから、大阪府教育委員会が公開した状態が継続している事実は変わらない。

さらに、当該サイトの内容やドメインが、仮に不適切なものであったとしても、本来は校長がそれを指摘し、指導すべきものであるから、教員評価支援チームが言うように「生徒の訴えをキッカケに」突如として来校し、それを指摘すること自体が、そもそもの制度のあり方や組織のあり方に鑑みれば著しく不当である。

なお、すでに当該サイトは削除されており、見ることは出来ないことを附記する。

## 2. 評価育成シートの配布

教員評価支援チームは、資料2の授業アンケート結果や評価育成シートを配布したことについて、10月18日の問答の中で、「評価育成シート自体を配布することに生徒の中では疑問に感じている、これは私たちが見ているものだろうかというふうに疑問を感じているような生徒もいますので。」と指摘している。(反訳参照)

そもそも私が評価育成シートは配布した理由としては、授業アンケートの中に「先生は生徒の意見を取り入れているかどうか」という項目があるため、生徒の意見を取り入れるなか

で、現時点でどのような評価がなされていて、これを改善するためにどういうことをしたらいいかを尋ねるための根拠資料とするためである。

恐らく他の先生はこうした授業アンケート結果や評価育成シートを配布していないため、生徒はそこに「私たちが見ていいものだろうかというふうに疑問を感じている」としても、そもそもこれは私に関する個人情報なので法的にも倫理的にも何ら問題が無く、仮にそこに疑問を感じる生徒がいたとしても、経緯などを丁寧に説明をすればよいのであって、疑問を感じた生徒が存在する事実のみを根拠として不適切だとするのは論理性を欠いており、まさに横暴である。

なお、私が本件「評価育成シート」を配布した上で生徒から聴取した授業についてのアンケートにおいて、一番多かった意見は「特に問題は無い」であったことについては校長に伝えてある。

#### IV. 私の教育観

以下は、私の教育観について記述する。

教育の目的が何であるかを考えた時に、まずはその拠り所となるものの1つが「教育基本法」である。同法第1条では、「教育の目的」として、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明確に述べている。教育の目的は「人格の完成」であり、「平和的な国家及び社会の形成者」として「心身ともに健康な国民」を育成することを期すものである。学校教育法や学習指導要領などの法令についても、こうした「人格の完成」を目指すという教育の目的のために作られたものであると言って良い。

私の初任校は府立XX高校の定時制課程であった。様々な背景を抱え、様々な困難を抱えた生徒が多く、私は彼らに寄り添い、相手の立場に立ってその思いを理解し、進級や卒業に向けてサポートし、さらにはより良い社会人として自立できるような教育を心がけた。XX高校の定時制課程の生徒らは、家庭環境にも多くの課題を抱えることが多かった。生徒らにとって一番身近な大人であるのは彼らの保護者であるが、その家庭環境に課題を抱えていることにより、自らの将来や未来に希望を抱けない生徒が多くいた。未来に希望を抱けず、自らを追い詰め、自死を選んでしまう生徒も数年ごとに存在するような状況であった。

私をもっとも生徒たちに伝えていたことは、「生きることは楽しい」「未来は明るい」ということであった。それは言葉で伝えるだけではなく、学校の教員という生徒に身近な大人である私が、「明るく、楽しく、元気な先生」であるように心がけ、「生きることは楽しい」「未来は明るい」ということを体現するようにしていた。こうしたスタイルは、2校目の府立X X高校であっても、現任校の府立東住吉総合高校であっても変わっていない。

さらに、私が心がけていることは「生徒を一人の人間として受け入れる」ということである。教師と生徒という関係ではあれど、一人の人間であるという事実には差は存在しない。当然、生徒には発達段階があり、高校生は「子どもと大人と狭間」の存在ではあるが、数年後には成人として社会に旅立っていくことを前提として、彼らを必要以上に子ども扱いせず、彼らの人権を大事にし、生徒を一人の人間として受け入れることをモットーとしている。

私はこうした教育観について特に生徒に伝えたことはないが、生徒や卒業生らのコメントを読むと、そうした私の姿勢やスタイルが十分に伝わっていて本当にうれしく感じている。

授業については、「授業は楽しく」「みんなが分からない時その場で聞けるような良い雰囲気」「生徒側から答えが出てくるように促してくれます」「生徒に合った進行速度などを意識し、常に生徒のことを思いやる」「他の先生と違って、高校を卒業して大人として必要な社会のことだったり、今の高校生にとって必要な授業」として、生徒目線に立って、生徒のペースで、これから社会に出る生徒たちにとって本当に必要な授業をしていることが伝わっている。

生徒理解に関しては、「非常に生徒の考えを大切に下さるいい先生」「学校の中でも一番なんでも話したくなる先生」「自信がない時でも褒めてくれて努力を見てくれる優しい先生」「嬉しいことがあったら伝えたくなるようなそんな先生」「T先生がいるから学校に行くことができました。」「あかんことはあかんっていうだけじゃなく、別の方法や解決策アドバイスまでしっかりしてくれる」「生徒第1の優しい先生」「いつも親身になって私たち学生と関わってくださる学校にいる数少ない先生の一人」と評価されており、生徒を一人の人間として受け入れ、生徒の気持ちを大事にし、生徒の自己肯定感を高め、生徒の人格を完成させるために日々努力をしている。

他にも、「入学してすぐの時友達がいなかったが先生のおかげで友達作りやすい環境を作ってくれた」「他のクラスの生徒からT先生が担任なのが羨ましいと言われることが多く当時から自慢の先生」「T先生が担任の時が3年間で一番楽しかった」「みんなとてもT先生が大好きだったしすごく頼りにしていました」「T先生の生徒になれて心から良かった」「他の先生よりも嫌味を感じず、話を切り出しやすいような人柄」など、生徒たちの健全な発達

を願い、学校を好きにさせ、結果的に高校教育への信頼がさらに深まった。

人間性の観点においては、「決まったことをそのまま教えるだけではなく、人間性など大事なことをしっかり教えてくれ」「先生はすごく明るくて、気分が沈んでいる日も先生を見ると元気を出すことができました。先生の明るさに元気が出る子が増えてほしい。」「日頃からすぐ怒ったりしない先生ですので、そのぶん気付かされるが多かった」「人間性を成長させてくれたので学生の中で一番印象深い先生」「損得感情を持たず生徒にまっすぐ向かってくれる先生」「学校の悪い部分が生徒にも見えていると分かれば、直そうとしてくれる」など、今後の未来を担う一人の大人、一人の人間として、まさに教育基本法における「人格の完成」を目指し、教育活動に邁進していることが、生徒たちには十分に理解されていることが客観的にも明らかである。

特に、生徒の「1人の人間として全てが最大限に尊重されていると感じています」とのコメントを見れば、まさしく私が大事にしている「彼らを必要以上に子ども扱いせず、彼らの人権を大事にし、生徒を一人の人間として受け入れること」が、十二分に伝わっているという事実がわかる。

こうした事実があるにも関わらず、「教員としての資質能力に課題がある」などとする教員評価支援チームの判断は、明らかに失当である。

## V. 公益通報等による不利益取扱いについて

私はこれまで、正しい教育行政のありかたを模索し、勤務校や大阪府教育委員会における非違行為・違法行為を糺すような行動をしてきた経緯がある。

1. 前任校の入試における採点ミスについての公益通報
2. 前任校の校長・教頭らからのパワハラ等による損害賠償請求を求める民事訴訟(係争中)
3. 前任校の教頭の虚偽説明によるPTA強制入会事案について、支払を強要されたPTA会費の返還を求める民事訴訟(和解済み)
4. 前任校の校長および教育委員会らからの不当なハラスメントによる異動についての審査請求
5. 現任校の必修科目「現代社会」における履修漏れについての公益通報

などを実施してきた。さらに最近では、現任校の元教頭が、生徒に返金すべき検定受験料の総額20万円あまりを横領していた可能性のある事実を同僚教員から聞き、それについて校長を問いただしている件など、生徒の目線や府民の目線に立って、正しい教育行政に近づくように努力している。

これまで述べてきたような客観的な事実に基づけば、そもそも私の教育活動は、教員評価支援チームが指摘するような「生徒の心理を理解しない」「教員としての資質能力に課題がある」といったものではないし、I. で指摘したように、そもそも校長はそうした事実を指摘せず、校長からの指導もないのに、法令等に基づかず超法規的に教員評価支援チームが来校するなどの経緯を鑑みれば、本件の「諮問」については本来の指導改善研修の目的である「指導が不適切な教員」の是正ではなく、何らかの別の意図があるものであると推定せざるを得ない。すなわち、これまで私が実施してきた公益通報などについての不利益な取扱いであると考えるが良い。

公益通報者保護法第5条には、「公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給、退職金の不支給その他不利益な取扱いをしてはならない。」と定めるところ、本件諮問により指導改善研修を実施し、本来の職務に就かせないように研修させ、指導力不足教員として評価することにより私の昇給を抑制せしめようとする意図が感じられ、かつその蓋然性が高いものであるから、当然これは公益通報者保護法に違反する。

## VI. 総括

以上のことから、本件諮問は法的手続きを踏まずになされるものであるから、外形的にも正当性や根拠を欠いており、さらにはその内容についても全て事実誤認や評価の誤りであるため理由を有していない。加えて、公益通報をしたことによる不利益な取扱いの蓋然性も高い。

したがって、本件諮問はそもそも為されるべきではないし、審議会においては、指導改善研修にかかる認定を可とする意見を出すべきものではない。

以上